

岩手県告示第58号

令和4年1月7日付け岩手県報第12158号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年岩手県告示第8号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和4年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 九戸郡九戸村大字戸田第8地割字夏井沢85の1、85の29、85の47
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 高倉一則、橋本健吉

2 通知の内容を掲示した場所 九戸村役場